日本社会福祉士会倫理綱領

(2008年12月9日掲載)

倫理綱領は、暗記・暗唱されることによって、国家試験にも的確に対応でき、不確定な知識の補完となる。さらに、倫理綱領を完全に理解し、身に着けることによって、専門職としての拠り所となり、質の高い実践に結びつく。

原本: http://www.jacsw.or.jp/contents/data/04_rinrikoryo.htm

項目	日本社会福祉士会倫理綱領(年 6 月 3 日採択)
構成	前 文 [1] と ① ② ③ ③ ④ ⑤ [2] ① ① に対する倫理責任(1~12) ② における倫理責任(1~4) ③ □に対する倫理責任(1~3) ④ としての倫理責任(1~7)
前文	われわれ社会福祉士は、すべての人が としての を有し、 ある存在であり、 であることを深く認識する。われわれは し、 に則り、 の に努めることによって、 をめざす であることを言明する。 われわれは、社会の進展に伴う が、ともすれば 及び をもたらすことに着目する時、この専門職がこれからの にとって であることを するとともに、 の職責についての の理解を深め、その に努める。 われわれは、われわれの加盟する が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」※(2000 年 7 月)を実践に適用され得るものとして認識し、その とする。

	※《ソーシャルワークの定義》
	ソーシャルワーク専門職は、を目
	指して、を進め、を図り、
	人々の と を促していく。
	ソーシャルワークはととというとは、これに関するとを利用して、
	人びとがそのと相互に影響し合うに介入する。とのの
	原理は, の拠り所とする基盤である。(IFSW;2000.7.)
	われわれは、ソーシャルワークのし、
	上が「であるだけでなく」は勿論。
	に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれをする
	ことを誓約する者により、を組織する。
 【1】価値と原則	
【1】 面 巨乙/水头	
(1)(人間の尊厳)	 社会福祉士は,
() () (III) () (III)	すべての人間を、、、、人種、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	化的背景,
	として尊重する。
	<u> </u>
(任去正義)	L, L
③(貢献)	社会福祉士は、
	に貢献する。
④(誠実)	LCCCCC
	に対してである。
(声明的力量)	
⑤(専門的力量) 	社会福祉士は,
[0]	
【2】倫理基準	1. ()
①到田老/	社会福祉士は、
①利用者に対する倫	利用者とのを最も大切にし、それをのために
理責任 	利用しない。
	2. ()
	社会福祉士は、
	業務の遂行に際して, を最優先に考える。
	3. ()
	社会福祉士は、
	自らのを排し、利用者をする。

4. ()
社会福祉士は,
利用者に を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し,利
用者のしまする。
5. ()
社会福祉士は,
利用者のを尊重し、利用者がそのを十分に理解し、活用して
いけるように援助する。
6. (
社会福祉士は,
の不十分な利用者に対して、常に を用いて
を擁護する。
7. ()
社会福祉士は,
利用者のプライバシーを し, から情報を得る場合, そ
の利用者からを得る。
8. ()
社会福祉士は,
から情報を得る場合, にとどめ、その秘
密を保持する。 は、 も同様とする。
9. ()
社会福祉士は,
利用者から記録のがあった場合、に記録を開示する。
10. ()
社会福祉士は,
利用者ののために利用者に関する情報を
する場合, その秘密を保持するよう を用いる。
11. ()
社会福祉士は,
利用者に対して、 性的指向等の違いから派生する
12. ()
社会福祉士は,
利用者を擁護し、を防止する。

②実践現場における	1. (
倫理責任	 社会福祉士は,	
	において, 最良の業務を遂行するために,	
	自らの を惜しみなく発揮する。	
	2. ()	
	社会福祉士は、	
	を尊重し、他の専門職等とする。	
	3. (
	実践現場との間でが生じるような場合、	
	実践現場がを尊重し、そのを遵守するよう働きかけ	
	<u> </u>	
	4. ()	
	社会福祉士は、	
	常にを行い、業務改善を推進する。	
③社会に対する倫理	1. ()	
責任	社会福祉士は,	
	人々をあらゆる差別,貧困,抑圧,排除,暴力,環境破壊などから守り,	
	を目指すよう努める。	
	2. ()	
	社会福祉士は,	
	社会に見られる と利用者の のため、利用者や他の	
	専門職等と連帯し、効果的な方法によりして働きかける。	
	3. ()	
	社会福祉士は,	
	に関する国際的問題を解決するため、	
	全世界のと連帯し、に働きかける。	
④専門職としての倫	1. ()	
理責任	社会福祉士は,	
	利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え を高め	
	<u></u>	
	2. ()	
	社会福祉士は、	
	その 信用失墜行為を行わない。	
	3. ()	
	社会福祉士は,	

他の社会福祉士が	を損なうような場合,本人にそ
の事実を知らせ、 を促す。	
4. ()	
社会福祉士は,	
を受けることがあれば,	として連帯し、その立場を擁護
する。	
5. ()	
社会福祉士は,	
を行うために、	, に参加し,
を図る。	
6. ()	
社会福祉士は,	
に携わる場合, 相手の	を尊重し、としてのより
よい成長を促す。	
7. ()	
社会福祉士は,	
すべての調査・研究過程で利用者の	し, を確保する。

(参考)

以下の【1】「行動規範」および【2】「私たちのやくそく」は、暗記・暗唱するまでではないが、熟読しておくこと。

【1】日本社会福祉士会行動規範

項 目	日本社会福祉士会行動規範
構成	【1】利用者に対する倫理責任
	①利用者との関係(1~6)
	②利用者の利益の最優先(1~3)
	③受 容(1~3)
	④説明責任(1~3)
	⑤利用者の自己決定の尊重(1~3)
	⑥利用者の意思決定能力への対応(1~4)
	⑦プライバシーの尊重(1~3)
	⑧秘密の保持(1~4)
	⑨記録の開示(1∼3)
	⑩情報の共有(1~3)
	⑪性的差別, 虐待の禁止(1~3)
	①権利侵害の防止(1~3)
	【2】実践現場における倫理責任
	①最良の実践を行う責務(1~3)
	②他の専門職等との連携・協働(1~3)
	③実践現場と綱領の遵守(1~3)
	④業務改善の推進(1~2)
	【3】社会に対する倫理責任
	①ソーシャル・インクルージョン(1~3)
	②社会への働きかけ(1~4)
	③国際社会への働きかけ(1~3)
	【4】専門職としての倫理責任
	①専門職の啓発(1~3)
	②信用失墜行為の禁止(1~2)
	③社会的信用の保持(1~3)
	④専門職の擁護(1~3)
	⑤専門性の向上(1~3)
	⑥教育・訓練・管理における責務(1~5)
	⑦調査・研究(1~2)

	この「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会	
	福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものである。	
【1】利用者に対する	1-1. 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係についてあらかじめ利用	
倫理責任	者に説明しなければならない。	
①利用者との関係	1-2. 社会福祉士は、利用者と私的な関係になってはならない。	
	1-3. 社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者と	
	の性的接触・行動をしてはならない。	
	1-4. 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または	
	個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。	
	1-5. 社会福祉士は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する	
	関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用	
	者に明らかにしなければならない。	
	1-6. 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップ	
	を尊重しなければならない。	
②利用者の利益の最	2-1. 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。	
優先	2-2. 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報	
	酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。	
	2-3. 社会福祉士は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助	
	を継続できるように最大限の努力をしなければならない。	
③受 容	3-1. 社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、	
	利用者の情緒の安定を図らなければならない。	
	3-2. 社会福祉士は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。	
	3-3. 社会福祉士は、利用者の意思表出をはげまし支えなければならな	
	ιν _°	
④説明責任	4-1. 社会福祉士は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを	
	伝えなければならない。	
	4-2. 社会福祉士は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにし	
	た上で援助をしなければならない。	
	4-3. 社会福祉士は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得している	
	ことを確認しなければならない。	

I	1
⑤利用者の自己決定	5-1. 社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければ
の尊重	ならない。
	5-2. 社会福祉士は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提
	供しなければならない。
	5-3. 社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらか
	じめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合に
	は、その理由を説明しなければならない。
⑥利用者の意思決定	6-1. 社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアド
能力への対応	ボカシーに努め,エンパワメントを支援しなければならない。
	6-2. 社会福祉士は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはなら
	ない。
	6-3. 社会福祉士は、常に自らの業務がパターナリズムに陥らないように、
	自己の点検に務めなければならない。
	6-4. 社会福祉士は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に
	活用しなければならない。
⑦プライバシーの尊	7-1. 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働
重	きかけなければならない。
	7-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用
	者の了解を得なければならない。
	7-3. 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解
	しない場合は、個人情報を使用してはならない。
⑧秘密の保持	8-1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしては
	ならない。
	8-2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければな
	らない。
	8-3. 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を
	保持しなければならない。
	8-4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れな
	いように慎重に対応しなければならない。
⑨記録の開示	9-1. 社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解
	を得なければならない。
	9-2. 社会福祉士は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使
	用しなければならない。
	9-3. 社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由な
	くそれを拒んではならない。

⑩情報の共有	10-1. 社会福祉士は、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳
191月取り光行	10~1. 社会価値上は、利用省の情報を電子媒体等により取り扱り場合、厳 重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。
	10-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危
	険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。
	10-3. 社会福祉士は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新
	情報について学ばなければならない。
①性的差別, 虐待の	11-1. 社会福祉士は、利用者に対して性的差別やセクシュアル・ハラスメン
禁止	ト,虐待を行ってはならない。
	11-2. 社会福祉士は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与
	えてはならない。
	11-3. 社会福祉士は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている
	場合,すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。
	11-4. 社会福祉士は,性的差別やセクシュアル・ハラスメント,虐待に対す
	る正しい知識を得るよう学ばなければならない。
⑫権利侵害の防止	12-1. 社会福祉士は,利用者の権利について十分に認識し,敏感かつ積
	極的に対応しなければならない。
	12-2. 社会福祉士は、利用者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシ
	ステムの構築に努めなければならない。
	12-3. 社会福祉士は,利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積
	極的に行わなければならない。
【2】実践現場におけ	1-1. 社会福祉士は、専門職としての使命と職責の重要性を自覚し、常に
る倫理責任	専門知識を深め,理論と実務に精通するように努めなければならない。
	1-2. 社会福祉士は、専門職としての自律性と責任性が完遂できるよう、自
①最良の実践を行う	らの専門的力量の向上をはからなければならない。
責務	1-3. 社会福祉士は、福祉を取り巻く分野の法律や制度等関連知識の集
	積に努め,その力量を発揮しなければならない。
②他の専門職等との	2-1. 社会福祉士は、所属する機関内部での意思疎通が円滑になされるよ
連携•協働	うに積極的に働きかけなければならない。
	2-2. 社会福祉士は、他の専門職と連携し、所属する機関の機構やサービ
	ス提供の変更や開発について提案しなければならない。
	0 2 社会行が土は、地機関の専用際も連携しお係せてために、連絡・囲
	2-3. 社会福祉士は、他機関の専門職と連携し協働するために、連絡・調

1	
③実践現場と綱領の	3-1. 社会福祉士は、社会福祉士の倫理綱領を実践現場が熟知するよう
遵守	に働きかけなければならない。
	3-2. 社会福祉士は、実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、倫理綱
	領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めなければ
	ならない。
	3-3. 社会福祉士は、実践現場の方針・規則・手続き等、倫理綱領に反す
	る実践を許してはならない。
④業務改善の推進	4-1. 社会福祉士は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の
	改善を通して再発防止に努めなければならない。
	4-2. 社会福祉士は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの
	評価を受けるように働きかけなければならない。
【3】社会に対する倫	1-1. 社会福祉士は,特に不利益な立場にあり,抑圧されている利用者
理責任	が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。
	1-2. 社会福祉士は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加す
①ソーシャル・インク	ることを積極的に支援しなければならない。
ルージョン	1-3. 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会
	全体と地域社会に伝達しなければならない。
②社会への働きかけ	2-1. 社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるよう
	に権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。
	2-2. 社会福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響
	を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。
	2-3. 社会福祉士は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参
	加が促進されるよう支えなければならない。
	2-4. 社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービ
	スを提供できるよう,臨機応変な活動への貢献ができなければならない。
③国際社会への働き	3-1. 社会福祉士は、国際社会において、文化的社会的差異を尊重しなけ
かけ	ればならない。
	3-2. 社会福祉士は、民族、人種、国籍、宗教、性別、障害等による差別と
	支配をなくすための国際的な活動をささえなければならない。
	3-3. 社会福祉士は、国際社会情勢に関心をもち、精通するよう努めなけ
	ればならない。
L	

 【4】専門職としての倫	1-1. 社会福祉士は、対外的に社会福祉士であることを名乗り、専門職とし	
理責任	1 1 社会福祉工は、対外的に社会福祉工であることで石乗り、専門職とし	
上 上 日 日	Cの自見を向めなければならない。 1-2. 社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力量を利用者・市	
(1) 末 明 聯 办 改 🎌		
①専門職の啓発 	民・他の専門職に知らせるように努めなければならない。	
	1-3. 社会福祉士は、個人としてだけでなく専門職集団としても、責任ある	
	行動をとり、その専門職の啓発を高めなければならない。	
②信用失墜行為の禁	2-1. 社会福祉士は、社会福祉士としての自覚と誇りを持ち、社会的信用	
止	を高めるよう行動しなければならない	
	2-2. 社会福祉士は、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。	
③社会的信用の保持	3-1. 社会福祉士は、専門職業の社会的信用をそこなうような行為があっ	
	た場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるように努め	
	なければならない。	
	3-2. 社会福祉士は、他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必	
	要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動を取るよう働き	
	かけなければならない。	
	3-3. 社会福祉士は,信用失墜行為がないように互いに協力し,チェック機	
	能を果たせるよう連携を進めなければならない。	
④専門職の擁護	4-1. 社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、そ	
	の不当性を明らかにし、社会にアピールするなど、仲間を支えなければならな	
	しい。	
	 4-2. 社会福祉士は,不当な扱いや批判を受けている他の社会福祉士を	
	 発見したときは,一致してその立場を擁護しなければならない。	
	 4-3. 社会福祉士は,社会福祉士として不当な批判や扱いを受けぬよう日	
	 頃から自律性と倫理性を高めるために密に連携しなければならない。	
	5-1. 社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、	
	常に自己研鑽に努めなければならない。	
	5-2. 社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報	
	を収集するよう努めなければならない。	
	5-3. 社会福祉士は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向	
	上に努めなければならない。	
	エレンコペン・のこう (100・0つ・0)	

⑥教育・訓練・管理に	6-1. スーパービジョンを担う社会福祉士は、その機能を積極的に活用し、
おける責務	公正で誠実な態度で後進の育成に努め社会的要請に応えなければならな
	ιν _°
	6-2. コンサルテーションを担う社会福祉士は、研修会や事例検討会等を
	企画し,効果的に実施するように努めなければならない。
	6-3. 職場のマネジメントを担う社会福祉士は、サービスの質・利用者の満
	足・職員の働きがいの向上に努めなければならない。
	6-4. 業務アセスメントや評価を担う社会福祉士は、明確な基準に基づき
	評価の判断をいつでも説明できるようにしなければならない。
	6-5. 社会福祉教育を担う社会福祉士は、次世代を担う人材養成のため
	に、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。
⑦調査・研究	7-1. 社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する
	場合,その目的を明らかにし,利用者等の不利益にならないよう最大限の配
	慮をしなければならない。
	7-2. 社会福祉士は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定で
	きないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。

【2】日本社会福祉士会私たちのやくそく

項目	日本社会福祉士会私たちのやくそく
	~信頼される介護支援専門員になるために~
 構 成	(前書き)
	│ │① 私たちは, 利用者の自立生活の実現を支援します。
	 ② 私たちは、利用者の自己決定を尊重し、その実現を支援します。
	③ 私たちは、利用者の自己決定に必要な情報を誠意をもって提供しま
	す。
	④ 私たちは、利用者の声を謙虚に受けとめ、敬意をもって尊重します。
	⑤ 私たちは、利用者の納得と承諾を得てサービスの提供と調整をします。
	⑥ 私たちは、利用者の生活支援に必要な権利擁護の制度を活用します。
	⑦ 私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。
	⑧ 私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざし
	ます。
	⑨ 私たちは、つねに公正な介護支援サービスと介護サービスを求めま
	す。
	⑩ 私たちは、介護支援サービスをとおして、利用者の権利擁護につくしま
	す。
前書き	2001年6月, 第9回日本社会福祉士会全国大会において, 「社会福祉士
	である自分たちの責務をもう一度問い直そう」という趣旨の大会宣言がなさ
	れました。
	この全国大会の1カ月前に、和歌山県で介護支援専門員による殺人事件
	が発生していたことから、大会宣言を具体化する取り組みの1つとして、本
	会は「私たちのやくそく」を作成し、2002年5月31日に開催した本会第7回
	通常総会において報告しました。
	本会会員の社会福祉士は「(社)日本社会福祉士会の倫理綱領」を遵守し
	て行動し,権利擁護を推進する社会福祉専門職として,さまざまな場所で利
	用者と接しています。
	「私たちのやくそく」は、介護支援専門員の業務に携わる会員の社会福祉
	士に対して、その責任と役割を自覚し、利用者に誠実に援助を提供していく
O-711 111	ことの重要性を再確認していこうと呼びかけるものです。
①私たちは、利用者	介護支援専門員は、利用者の「自立支援」を目標として、介護サービスなど
の自立生活の実現を	の調整や社会資源の活用をすすめたり、他の法律や制度に基づくサービス
支援します。	を紹介・あっせんしたりすることが役割です。

の自己決定を尊重 し、その実現を支援します。 ③私たちは、利用者 の自己決定に必要な 情報を誠意をもって 提供します。 ④私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもって尊 重します。 ⑤私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもつて尊 重します。 ⑥私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 整をします。 ⑥私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 をします。 ⑥私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 をします。 ⑥私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 をします。 ⑥私たちは、利用者 の共活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、利用者 のもらいの特得と承諾を得て サービスの提供と調 をします。 ⑥私たちは、利用者 の性活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、力用者 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、つねに 自己点検し、自らの サービス評価をすす めます。 の私たちは、つねに 自己点検し、自らの サービス評価をすす めます。 の私たちは、つねに 自己点検し、自らの サービス評価をすす めます。 の私たちは、つねに 自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ②私たちは、つねに 自己が関係を活 日のが得を受いていくことは、要な を表明することが困難な場合、利用者の生活を支援します。 ⑦私たちは、つねに 自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ②私たちは、つねに とをもないます。 の様性を関っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鎖は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑦私たちは、つねに 公正な介護支援サービスの向したの様々を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鎖は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく後割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保っことです。それが、利用者の権利を守る基本でもあります。		
し、その実現を支援します。 ③私たちは、利用者 の自己決定に必要な情報を誠意をもって提供します。 ④私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもって専 重します。 ⑤私たちは、利用者 の納得と承諾を得てサービスを提供して サービスの提供と調 を生活を営むことがのきるようにすることは権利擁護の基本です。 とは、介護支援専門員がサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営むことが困難な場合、利用者の身の状況などにより、自自情報を判断することにもできません。利用者の制度を活用します。 ⑤私たちは、利用者 の無者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできません。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営むことが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場権利擁護の制度を活用します。 ⑦私たちは、利用者 の生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ②私たちは、利用者 の生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ②私たちは、利用者 の生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ②私たちは、利用者 の生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ②私たちは、利用者自身の権利を判断することや判断したことを 教明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 のます。 のます。 のまるといます。専門職は、利用者の生活を支援します。 のまるといます。専門職としての倫理を守っています。専門職としての倫理を守っています。専門職としての倫理を守っています。もちるん、他者からの評価については議虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ②私たちは、つねに自己結検と、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については議虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ②私たちは、つねに 立とを目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ②私たちは、つねに 公正な介護支援サービスの向しまるでは、サービス事業者の利害が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ②私たちは、つねに 公正な介護支援サービスの前により、自分がその役割を果たす上で必要な知ることを忘れてはなりません。	②私たちは、利用者	利用者の「自己決定」は、すべての基本です。自己決定したことをどのよう
ます。 ③私たちは、利用者 の自己決定に必要な 情報を誠意をもって 提供します。 ④私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもつて尊 重します。 ⑤私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 整とします。 ⑥私たちは、利用者 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、利用者 の共産党に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、利用者 の共産党に必要な 権利権護の制度を活 用します。 ②私たちは、利用者 の共産党に必要な 権利権護の制度を活 用します。 ②私たちは、利用者 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、利用者 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、つねに 自己点検し、自らの サービス評価をすす めます。 ②私たちは、つねに 自己点検し、自らの サービス評価をすす めます。 ②私たちは、つねに 自己品検とし、自己評価をすることに 自己品検とし、自己評価をする は、定年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、つねに 自己品検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。専門職は、利用者や第三者からの評価にけでなく、つね に自己品検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ③私たちは、つねに 自己研鑚に励み、介 護支援サービスの向 上をめざします。 ②私たちは、つねに のよびりません。 ②私たちは、つねに のよびりません。 ②私たちは、つねに のよびりません。 ②私たちは、つねに のよびも関連なども自己決定をすすめていく役割をもつています。利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ②私たちは、つねに のたび食を援サー ことの移得を図っていくことは重要なことです。資質向上を自指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。		
(③私たちは、利用者 の自己決定に必要な 情報を譲意をもって 提供します。 (④私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもって尊 重します。 (⑤私たちは、利用者 の基本的な権利を守ることにもつながります。 (⑤私たちは、利用者 の自己決定はとり、介護支援専門員がサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営むことを適なり用力をもませ、人。利用者の持ている。利用者の身の状況などにより、自ら情報を判断することが困難な場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用します。 (⑥私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすす めます。 (⑥私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすす めます。 (⑥私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすす おます。 (⑥私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすす おます。 (⑥私たちは、つねに自己点検し、自らのサービスを理解し、利用者の生活を営むことが困難な場合、利用者の生活を支援します。 (⑦私たちは、つねに自己点検し、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。専門職は、利用者の生活を支援します。 (⑦私たちは、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。自己評価や他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 (⑥私たちは、つねに 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提となります。 (⑥私たちは、つねに などをもっています。利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 (⑥私たちは、つねに など表すでは、利用者の自立支援と自己決定をすずめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害やりつねに公正な立場を保つ	し、その実現を支援し	にすることは介護支援専門員の役割です。
の自己決定に必要な 情報を誠意をもって 提供します。 ②私たちは、利用者の疑問、不安、不満、苦情などは、利用者が自立して安心できる生 活を営むことを損なう原因の一つです。それらに一つ一つ的確に応えていく ことは、介護支援専門員がサービス提供する上で必要なことだけでなく、利 用者の経典を でいるようにすることにもつながります。 生活するのは利用者自身であり、いくらよいと思われるサービスを提供して も、利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営む上で次かすことのできない権利です。ことが困難な場合、利用者の上することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場権利擁護の制度を活用します。 ②私たちは、利用者の心身の状況などにより、自ら情報を判断することや判断したことを 表明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場 相嫌護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 ②私たちは、口なに自己点検し、自らの サービス評価をすす に自己点検し、自己評価をすす に自己点検し、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねに自己法検し、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 介護支援サービスの荷	ます。	
情報を誠意をもって 提供します。 ②私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもって尊	③私たちは、利用者	利用者が自己決定するためには、適切な情報が必要です。利用者自身に
提供します。 ②私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもって尊 重します。 ⑤私たちは、利用者 の総理を持ちらとにもつながります。 ⑤私たちは、利用者 の総理を持ちらとにもつながります。 ⑤私たちは、利用者 の総理を持ちらいできるとにもつながります。 ⑤私たちは、利用者 のが得と承諾を得て サービスの提供と調 整をします。 ⑥私たちは、利用者 の生活を選むことを見なう原因の一つです。それらに一つ一つ的確に応えていく ことは、介護支援専門員がサービス提供する上で必要なことだけでなく、利 用者が終得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできませ か。利用者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできませ か。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を関む上で欠かすことのできない権利です。 ⑥私たちは、利用者 の生活支援に必要な権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービスに対し、は、大の経見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 ⑦私たちは、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに自己研鑚に励み、介護支援サービスの向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 の教えたちは、つねに公正なで必要な知ービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	の自己決定に必要な	関すること、社会資源に関することなど、利用者が現状で利用者なりに判断
②私たちは、利用者 の声を謙虚に受けと め、敬意をもって尊 重します。 ⑤私たちは、利用者 の論やと承諾を得て サービスの提供と調 整をします。 ⑥私たちは、利用者 のも表がします。 ⑥私たちは、利用者 のも表がします。 ⑥私たちは、利用者 のもまします。 ⑥私たちは、利用者 のも表がします。 ⑥私たちは、利用者 のもます。 ⑥私たちは、利用者 のもます。 ⑥私たちは、利用者 のもます。 ⑥私たちは、利用者 の生活を置むことが因難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。 のまるとが、大きを表が、まります。まが、大きを表が、まりまりまります。まります。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	情報を誠意をもって	をすることができるようにすることは権利擁護の基本です。
の声を謙虚に受けと め、敬意をもって尊 重します。 ⑤私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 整を出ます。 ⑥私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 整を出ます。 ⑥私たちは、利用者 の地の中できないれば、望ましい自立生活を営むことはできませ ん。利用者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできませ ん。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ⑥私たちは、利用者 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らの サービス評価をすす めます。 のおたちは、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理細領などをもっています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねいに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 の私たちは、つねに自己病検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 の私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上を的ざします。 の本とを応えている。 の本とを応えている。 の本とは、主体のを得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 の本とをです。では支援中間は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	提供します。	
 め、敬意をもって尊	④私たちは、利用者	利用者の疑問,不安,不満,苦情などは,利用者が自立して安心できる生
重します。 (⑤私たちは、利用者 生活するのは利用者自身であり、いくらよいと思われるサービスを提供して も、利用者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできませ か。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日 常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 (⑥私たちは、利用者 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活用します。 利用者の心身の状況などにより、自ら情報を判断することが困難な場 合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 (⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすす めます。	の声を謙虚に受けと	活を営むことを損なう原因の一つです。それらに一つ一つ的確に応えていく
(⑤私たちは、利用者 の納得と承諾を得て サービスの提供と調 を	め、敬意をもって尊	ことは、介護支援専門員がサービス提供する上で必要なことだけでなく、利
の納得と承諾を得て サービスの提供と調 も、利用者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできません。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日整をします。 常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ⑥私たちは、利用者 の生活支援に必要な権利譲渡の制度を活 自己は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。 のます。 ⑥私たちは、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理経等であます。 のます。 ⑥私たちは、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 自己研鑚に励み、介護支援サービスの向上をめざします。 の多れたちは、つねに自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ののからします。 のので得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 のからします。 のからします。 のからします。 のからの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知 は、対能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。 のが表しままを豊かにしていく基礎となります。 のがまたまでするだけでなく、利用者によりよいサービスを提供となります。 のがまたまでは、利用者によって必要なサービスを調整するうえで重要なこと は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	重します。	用者の基本的な権利を守ることにもつながります。
サービスの提供と調整をします。 のま活を営む上で欠かすことのできない権利です。 の生活支援に必要な 権利擁護の制度を活 用します。 の私たちは、つねに 自己点検し、自らの サービス評価をすす のます。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 の私たちは、つねに 自己所賛に励み、介護支援サービスの向上をめざします。 の私たちは、つねに 自己研鑚に励み、介 護支援サービスの向上をかざします。 の私たちは、つねに 自己研鑚にあみ、介 護支援サービスの向上をかざします。 の私たちは、つねに 自己研鑚に、 のおます。 の私たちは、つねに 自己所養をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 の本たちは、つねに 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 の私たちは、つねに 公正な介護支援サービスと介護サービス ・	⑤私たちは、利用者	生活するのは利用者自身であり、いくらよいと思われるサービスを提供して
整をします。 常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。 ⑥私たちは、利用者 の上活支援に必要な 表明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場合 行には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利 推護の制度を活 用します。 介護支援専門員は、それぞれが基礎資格とする専門職としての倫理綱領などをもっています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねいます。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識を援サービスの向上をめざします。 の移得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 介護支援サービスの向上をのでは、からのにより、自分がその役割を果たす上で必要な知識を接出し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	の納得と承諾を得て	も,利用者が納得できなければ,望ましい自立生活を営むことはできませ
 ⑥私たちは、利用者の上語支援に必要なを表明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場合を行使することが困難な場合を行使することが困難な場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利推護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすずであます。 ⑥私たちは、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑥私たちは、つねに自己研鑚に励み、介護支援サービスの向上をめざします。 ⑥私たちは、つねに自己研鑚にあみ、介護支援サービスの向上をがさします。 ⑥私たちは、つねになりません。 ⑥私たちは、つねにものでは、自己評価を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑥私たちは、つねになります。対策支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害からつねに公正な立場を保つ 	サービスの提供と調	ん。利用者が自ら利用するサービスを理解し,承諾することは,主体的に日
の生活支援に必要な	整をします。	常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。
権利擁護の制度を活用します。 合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに自己研鑚に励み、介護支援サービスの向上を的ざします。 おちろん、他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目がすることや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねに公正な立場を保つでいます。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害からつねに公正な立場を保つ	⑥私たちは、利用者	利用者の心身の状況などにより、自ら情報を判断することや判断したことを
用します。 利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。 ⑦私たちは、つねに 自己点検し、自らの せんだいます。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つね に自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねに 公正な介護支援サービス か護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	の生活支援に必要な	表明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場
 ⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすはいます。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざします。 ⑨私たちは、つねになりません。 ⑨私たちは、つねになりません。 ⑨私たちは、つねになりません。 ⑨私たちは、つねになります。 ○の動きを確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねにな正な介護支援サービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ 	権利擁護の制度を活	合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権
自己点検し、自らのサービス評価をすすに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざします。 の私たちは、つねに力が満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを設定します。 の私たちは、つねに力が満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを設定します。 の本たちは、つねに力に対します。 の本たちは、つねに力に対します。 の本たちは、つねに力に対します。 の本たちは、つねに力に対します。 の本たちは、つねに力に対します。 の本たちは、つねに力に対しませる。 の本に対しませる。 の本に対しま	用します。	利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。
サービス評価をすす に自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねに公正な介護支援サービス か護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	⑦私たちは、つねに	介護支援専門員は、それぞれが基礎資格とする専門職としての倫理綱領な
のます。 ています。もちろん,他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。 ⑧私たちは,つねに自己研鑽に励み,介 識や技能を確認し,その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑽は,自らが満足するだけでなく,利用者によりよいサービスを提供することや,利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは,つねに公正な介護支援サービス のは、対策支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	自己点検し、自らの	どをもっています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つね
れてはなりません。 ⑧私たちは、つねに 自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知 さまっとです。資質向上 を目指す自己研鑚は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービ スを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねに 公正な介護支援サービス ク護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なこと は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	サービス評価をすす	に自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っ
 ⑧私たちは、つねに自己研鑽に励み、介 さります。 自己研鑽に励み、介 さります。 自己研鑽に励み、介 さります。 一を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねに公正な介護支援サービス が護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ 	めます。	ています。もちろん,他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘
自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ③私たちは、つねに公正な介護支援サービス の方護支援サービス の大きな、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 (・「大きな、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもないでは、対策支援サービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ		れてはなりません。
 護支援サービスの向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ⑨私たちは、つねに公正な介護支援サービスを調整するうえで重要なことにスと介護サービス は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ 	⑧私たちは、つねに	自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知
上をめざします。 スを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。 ③私たちは、つねに 介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をもっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なこと は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	自己研鑚に励み、介	識や技能を確認し,その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上
ます。 ③私たちは、つねに 介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をも 公正な介護支援サー っています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なこと は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	護支援サービスの向	を目指す自己研鑽は,自らが満足するだけでなく,利用者によりよいサービ
⑨私たちは、つねに 介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をも 公正な介護支援サー っています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なこと ビスと介護サービス は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	上をめざします。	スを提供することや,利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となり
公正な介護支援サー っています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なこと ビスと介護サービス は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ		ます。
ビスと介護サービスは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ	9私たちは、つねに	介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割をも
	公正な介護支援サー	 っています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なこと
を求めます。	ビスと介護サービス	 は、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つ
	を求めます。	 ことです。それが,利用者の権利を守る基本でもあります。

⑩私たちは、介護支援サービスをとおして、利用者の権利擁護につくします。

利用者の権利擁護をすすめる取り組みは、さまざまです。介護支援専門員は、介護支援サービスという業務をとおして、利用者が自立した日常生活を営むことができるように直接的に支援するだけでなく、利用者が安心して暮らすことのできる社会を築く役割をもっています。利用者の権利擁護はさまざまな取り組みによって支えられるのです。介護支援サービスは、権利擁護をすすめるさまざまな活動の一つとして位置づけられるのです。